

高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会 設置要綱

（設置）

第1条 国土交通省道路局に、高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本検討会は、「高速道路機構・会社の業務点検」（平成27年7月）を受けた独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び各高速道路株式会社（以下、「会社等」という。）の対応状況や高速道路を取り巻く情勢の変化を踏まえた取組状況等についてフォローアップを実施するにあたり、専門的、技術的見地から有識者の方々から意見を伺うことを目的とする。

（検討会の委員）

第3条 検討会の委員は別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、検討会の検討が終了するまでの間とする。

（座長、副座長）

第4条 検討会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 座長に事故があるときは、副座長が、その職務を代理する。

（検討会の成立条件）

第5条 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

2 やむを得ない事由により検討会を開催しない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問

い、その結果を持って検討会の議決に代えることができる。

（委員等以外の者の出席）

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第7条 検討会は原則として公開とし、議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室及び道路局高速道路課において処理する。

（守秘義務）

第9条 検討会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会の議事の手続その他運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

別 紙

いしだ はるお
石田 東生

筑波大学名誉教授

おおぐし ようこ
大串 葉子

同志社大学大学院ビジネス研究科教授

おばた じゅんこ
小幡 純子

日本大学大学院法務研究科教授

かじかわ とおる
梶川 融

太陽有限責任監査法人会長

しみず てつお
清水 哲夫

東京都立大学都市環境学部観光科学科教授

たなべ かつみ
田邊 勝巳

慶応義塾大学商学部教授

ねもと としのり
根本 敏則

敬愛大学情報マネジメント学部特任教授

はとう えいじ
羽藤 英二

東京大学大学院教授